

● 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者などに対して、要介護状態になることの予防や、要介護状態の軽減、自立した日常生活の支援などを行います。

【対象者】・要支援1・要支援2の認定を受けた人

・国が定めた25項目の基本チェックリストにより事業対象者と認定された人

【費用】サービスの内容に応じて、利用者負担を設定します。

訪問型サービス			
	現行の予防相当	多様なサービス	
サービス種別	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス提供者	指定介護予防訪問介護事業所	指定介護予防訪問介護事業所	つくばみらい市
サービス内容	●身体介護 入浴介助など	—	保健・医療専門職による 訪問など
	●生活援助 掃除、洗濯、買物など	●生活援助 掃除、洗濯、買物など	

通所型サービス			
	現行の予防相当	多様なサービス	
サービス種別	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス提供者	指定介護予防通所介護事業所	指定介護予防通所介護事業所	つくばみらい市
サービス内容	生活機能向上のための 機能訓練など	生活機能向上のための 機能訓練など	運動・口腔・栄養教室など

● 一般介護予防事業

住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、リハビリテーションの専門家を活用し、自立支援につながる取り組みを推進することで、生きがいや役割を持って生活できる地域を目指します。

【対象者】65歳以上のすべての人

【費用】無料

	介護予防普及啓発事業	地域介護予防活動支援事業	地域リハビリテーション 活動支援事業
事業の内容 など	●生き生きクラブ ●すこやか貯筋教室 など	●地域体操クラブ ●介護支援ボランティア ポイント制度など	●介護事業所リハビリテーション 研修会など

● 相談窓口

市では、担当地域を分け、地域包括支援センターと相談窓口(ランチ)の4カ所で相談を受け付けています。

地域包括支援センター ☎ 57 - 0203

住 所：福田195(伊奈庁舎1階)

担当地区：小張・板橋・東

■ 地域包括支援センター 相談窓口(ランチ)

いなりの里 ☎ 57 - 1223

住 所：長渡呂新田840 - 2

担当地区：豊・谷井田・三島

ぬくもり荘 ☎ 52 - 1280

住 所：古川1047

担当地区：谷原・小絹

雅荘 ☎ 20 - 5525

住 所：福岡1199

担当地区：十和・福岡・みらい平